

「放射能を海に流さないこと」とする法律、放射能海洋放出  
規制法（仮称）の法律制定を求める意見書

青森県六ヶ所村に建設された核燃料再処理工場は、平成18年3月31日にアクティブ試験操業を開始しました。ところが、心配していたとおり、工場内の放射能漏れや内部被爆、耐震設計のミス、せん断機の油漏れ事故などが起きています。これでは、将来大事故に繋がるのではないかと心配しています。

本県沿岸ではサケ、サンマ、イカ等獲る漁業だけでなく、アワビ、ウニ、ワカメ、カキ、ホタテといった養殖漁業が盛んに行われ、安全・安心な三陸の海産物を全国の消費地に提供してきました。

三陸の自然が放射能で汚染されると、住民の健康や食の安全も危うくなりますし、農水産業、観光業は壊滅的な打撃を受けます。

現在、再処理工場の廃液の放流に関して濃度規制はありません。これでは放射能による汚染の心配が増すばかりです。

よって、三陸の海を放射能汚染から守るため、次の点について強く要望いたします。

記

- 1 放射性廃液を海に放出しない法律、放射能海洋放出規制法（仮称）を制定すること。
  - 2 国の施策で再処理工場に対し、放射能除去装置を設置するよう指導すること。
  - 3 岩手県沖で実施するモニタリングの結果を公表すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成20年3月18日

一 関 市 議 会

衆議院議長 殿  
参議院議長 殿  
内閣総理大臣 殿  
経済産業大臣 殿  
厚生労働大臣 殿  
文部科学大臣 殿  
農林水産大臣 殿  
環境大臣 殿

---

独立行政法人国立岩手病院機構が開設する、国立岩手病院の  
存続・充実強化と、医師・看護師等の増員を求める意見書

国立岩手病院は、神経難病・リハビリ・小児医療などの専門医療を担当する病院として、地域の医療水準および公衆衛生の向上に大きく寄与してきたところです。

また、重度心身障害者医療等については、国の政策的医療の重要かつ困難な分野を担ってきたところでもあります。

近年、地方の医療崩壊・医療格差が言われる中で、当地においてこれらの役割を引き続き維持し、国立病院を拡充・強化させていくことが求められています。

については国においては、国立岩手病院が引き続き、政策的医療・難病対策などの役割を果たして行けるよう、存続・整備・機能強化を図られるよう強く要望します。

平成20年4月から開始される「医療費適正化計画」および新「医療計画」においては、国立岩手病院の果たすべき役割を明記すべきであります。

また、国立岩手病院においては、これに対応していくためにも、医師・看護師等のスタッフの確保・増員を図られるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成20年3月18日

一 関 市 議 会

内閣総理大臣 殿  
財 務 大 臣 殿  
厚生労働大臣 殿  
衆 議 院 議 長 殿  
参 議 院 議 長 殿  
岩 手 県 知 事 殿

「農業委員会の必置規制の堅持」及び「農地政策の見直し」  
を求める意見書

地方分権改革推進委員会は、平成19年11月16日に地方分権改革推進に当たつての「中間的な取りまとめ」を発表しました。

その中で、「農業委員会の必置規制を廃止し、地方自治体が地域の実情に応じて農業委員会の設置を任意に決定できるようにすべき」との指摘が行われました。

今回の必置規制廃止の指摘は、農業者の公的代表である農業委員会の役割・機能を否定するものであり、断じて容認できるものではありません。

既に、農業委員会制度は、平成 16 年の法律改正により、地域の実情に応じた組織運営並びに活動の重点化・効率化が図られるとともに、同改正法案の可決に際して「今後とも、独立した行政委員会としての農業委員会の必置規制を堅持すること」との衆・参両院農林水産委員会の付帯決議（平成 16 年 4 月 21 日・衆議院農林水産委員会、平成 16 年 5 月 18 日・参議院農林水産委員会）がなされています。

農業委員会は、政府の食料・農業・農村基本計画において「農地の確保・有効利用」、「担い手の確保・育成」という重要な使命を担っており、今後の農地政策においても農業委員会の役割の強化が期待されています。

また、農林水産省が 11 月 6 日に公表した「農地政策の展開方向について - 農地に関する改革案と工程表 - 」には、農地の貸借に関する権利移動規制の大幅な緩和など、農地制度の全体の体系に大きな影響を及ぼすものが含まれていますが、農業・農村現場からは「企業参入のための規制緩和ではないか」、「不耕作目的の農地の権利移動を排除できないのではないか」、「農地の貸し借りをめぐり、担い手と企業が競合する」との不安と懸念の声が広がっており、現場の実態に即した慎重な検討が必要です。

以上のことから、下記のとおり要望します。

#### 記

### 1 農業委員会の必置規制の堅持について

- (1) 農業委員会の必置規制の制度は、農業者自らによる農地の自主管理や主体的な地域農業の活性化の取り組みを促す基本的な仕組みとして、地方分権の本来の趣旨に即したものであり、農地法等の法令業務の全国的な統一性、公平性、客観性を確保する観点から農業委員会の「必置規制」は今後とも堅持すること。
- (2) 遊休農地の発生防止・解消や認定農業者等の担い手への農地利用集積など地域農業の振興や農政の普及浸透における農業委員会の役割を果たすには、農業委員会の体制整備と必要な予算の確保を図ること。

### 2 農地政策の見直しについて

#### (1) 農地に関する基本的理念の明確化

農地は、限りある経営・生産資源・地域資源として、また、農業の多面的機能の発揮の基盤となる社会共通資本として大切に保全管理するとの理念を明確化すること。

併せて、その具現化のための農地の所有者・利用者の責務、国及び地方公共団体の責務、国民の責務についても明確化し浸透を図ること。

#### (2) 農地の権利移動規制の堅持

農地の適正かつ効率的な利用を担保するため、所有権、貸借権（利用権）とともに、不耕作目的での農地の権利取得等を排除するための権利移動規制は将来とも堅持すること。また、農地の貸借の権利移動規制の緩和については、農地制度全体に及ぼす影響や担い手の農地利用の実態を踏まえた慎重な検討を行うこと。

(3) 遊休農地解消対策の推進

遊休農地発生の基本的な原因が、農産物貿易の拡大と農産物の価格低迷による収益性の悪化や所得の低下にあることをしっかりと踏まえ、農地政策だけでなく、担い手・経営安定対策や地域振興施策等との連携を通じた総合的な対策を講じること。

(4) 標準小作料（賃借料）制度の存続

標準小作料が地域における契約小作料の設定の目安として定着している実態や権利者双方をはじめとする地域の農地の賃貸借の規範となっていることを踏まえ、農業委員会による農地の公的な賃借料の設定システムである標準小作料（賃借料）制度を存続すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年3月18日

一 関 市 議 会

内閣総理大臣 殿  
農林水産大臣 殿

---

道路財源の確保を求める意見書

道路は、都市、地方を問わず社会経済活動を支える最も基本的な社会資本であり、その整備は活力ある地域づくり、救急医療、災害時における緊急輸送など安全・安心の暮らしを守り、災害に強い国土の形成には欠くことのできない重要な社会基盤であります。

本市は、岩手県の南玄関に位置し、県内一広い市域であることから、幹線道路網の整備は重要であり、これまで道路特定財源制度に支えられ、着実に整備されてきたところでありますが、その整備はいまだ不十分であります。

特にも、今年は「平泉 - 浄土思想を基調とする文化的景観 - 」としての世界遺産登録が予定されており、これを契機とし広域連携を視野に入れた観光振興を図るため、今後の整備が強く求められております。

現状の財政構造を抜本的に見直し、徹底して無駄を排除しつつ、この為の必要財源の確保をされるべきと考えます。

昨年12月に政府・与党が合意した「道路特定財源の見直しについて」は、「道路整備中期計画（素案）」の事業費の縮小、地域格差対策として地方自治体の道路整備費に無利子貸付制度の導入及び地方道路整備臨時交付金の制度改善、高速道路料金の引き下げや道路特定財源の一般財源化が盛り込まれております。

道路特定財源は、立ち後れた道路を計画的かつ着実に整備を進めるため、

受益者負担により道路整備を進めることを目的に創設されたものであり、その財源が確保されなければ市民活動、地域振興を支える地方における道路整備が、さらに立ち遅れ、地域格差がさらに拡大することが懸念されます。

また、現在、実施しております高速道路や国道を始め生活関連市道に至る道路整備の休止のほか、修繕補強等についても制約せざるを得ない状況が予想され、これらは、結果として、後世に大きな負担を強いることになり、さらには教育、福祉行政にも影響することは必然であります。

つきましては、地方における道路整備の重要性を深く認識され、地方にとって必要な道路財源を全額確保し、道路整備が計画的かつ着実に推進されますよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出いたします。

平成20年2月19日

一 関 市 議 会

衆 議 院 議 長	殿
参 議 院 議 長	殿
内 閣 総 理 大 臣	殿
総 務 大 臣	殿
財 務 大 臣	殿
国 土 交 通 大 臣	殿
経 済 財 政 政 策 担 当 大 臣	殿

---

### タクシー事業の規制緩和の見直しを求める意見書

改正道路運送法が施行されてから5年を経過しましたが、タクシー事業は、参入規制等の緩和を受けて、全国的な規模で事業者数・車両数の増加が著しく、各地で供給過剰が進展するとともに、運賃料金の多様化による値下げ競争、LPGガス等の燃料費の高騰などにより、事業経営が圧迫され、大変厳しい経営環境にあります。

特に両磐交通圏（一関市・平泉町・藤沢町）では、新規参入事業者と平泉文化世界遺産登録後には営業区域拡大事業者の参入が懸念されます。著しい供給過剰状態になっていることに加え、コストを無視した際限のない値下げ合戦が行われることにより、タクシー乗務員の長時間労働や過労運転による健康破壊、また、極端な低収入による生活破壊をもたらしており、さらには交通事故を誘発する恐れも発生するなど、早急な是正が必要となっています。

よって、国においては、タクシー事業が利用者にとって安全で快適な交通機

関として確保され、健全な事業運営がなされるよう、次の事項について、必要な措置を講じるよう強く要望します。

記

- 1．タクシー事業の実態を調査すること。
  - 2．新規参入及び退出基準を見直し需給調整を行うこと。
  - 3．同一地域・同一料金とすること。
  - 4．緊急調整地域、特別監視地域の指定基準を見直すこと。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成20年3月18日

一 関 市 議 会

衆議院議長 殿  
参議院議長 殿  
内閣総理大臣 殿  
国土交通大臣 殿

---

#### 多子世帯に対し子育て支援の充実を求める決議

少子高齢化が叫ばれて久しくなりますが、この間、国においても、地方自治体においても、少子化対策にさまざまな施策を講じてきておりますが、合計特殊出生率の改善の兆しもいっこうに見えない状況にあり、少子化の流れはとどまるどころか、さらなる加速傾向にあります。

少子化の要因には、未婚化、晩婚化、また子育ての不安や子育てにはお金がかかるなど経済的理由が挙げられておりますが、こうした中で、5人も6人も育てている多子世帯もあります。

市内にも、1月末に8人目の子供を出産し、高校1年生を頭に8人の子育てに奮闘しているお父さん、お母さんがおります。

父親一人の収入で家族10人の生活を支えており、また、このところのガソリンの高騰で車を使わず歩いて通勤しているなど、それはそれは涙ぐましい努力と節約をしながら頑張っております。

子供をつくるのは親の勝手だから、親が責任を持って育てるのが当然という方もおり、それはそのとおりであります。現実には少子化の流れが加速する中であって、これほど少子化対策に貢献している方もありません。

少子化対策に多大な貢献をしている多子世帯に対し、市独自の子育て支援策を講ずべきと考え、次の事項の実現を強く求めるものであります。

記

子育てに伴う経済的負担の軽減を図ること

住居の安定と住居費の軽減を図ること  
少子化問題を全庁的な緊急課題として位置付け、推進組織体制の  
充実・強化を図ること  
以上決議する。

平成20年3月18日

一 関 市 議 会

---

協働のまちづくり推進のための体制整備を求める決議

市民ニーズの多様化や複雑化、市民の社会参画意欲の高まりや活動の活発化、行政の財政力の低下などを背景として、「未来輝く一関」を実現するためには、「自治体運営」は行政が担うべきものという従来の考え方から脱却し、地域において、市民と行政が協働して“まちづくり”を推進していくシステムを構築していくことが重要である。

このサービスを提供していくシステムを創りあげる際の、大きな役割を果たす推進母体となるのが、自治会等の地域コミュニティを中心とした組織であり、これらの組織で行政と対等な立場で意見を交わし、“一関の未来”を論じ、その活動を永続的に維持し、行政においてもその活動を積極的に支援していくことが必要と考える。

以上のことから下記について強く要望する。

1. 協働のまちづくりについて、早急に市民とのコンセンサスを得ること。
2. 自治会等の地域コミュニティの組織と行政の役割等について、明確に示すこと。
3. 議会が議決機関としての役割を果たすためにも、最新の情報を積極的に提供すること。

平成20年3月18日

一 関 市 議 会